

## 「登米市行財政改革推進委員会」委員を募集

市では、市民皆さんの意見を市政に反映させるために、平成17年度から登米市行財政改革推進委員会を設置しています。

今回、委員の任期が10月で終了することに伴い、後任の委員を募集するものです。

【募集人数】 7人以内

【応募資格】

- ①市内に住所を有し、現に居住している人
- ②市の行財政改革に関心がある人
- ③公共性の観点から意見が述べられる人
- ④市の職員および市議会議員でない人

【任期】 委嘱の日から2年間

【役割】

- ①登米市行財政改革大綱や実施計画に対し、意見を述べる
- ②市の行財政改革の推進に関し、意見を述べる

【応募方法】

次の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を持参、郵送または電子メールで、企画部行政改革推進課（迫庁舎2階）に提出してください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。  
 (ア) 氏名・性別・生年月日・住所・電話番号  
 (イ) 職業・勤務先  
 (ウ) 経歴（職歴、学歴など）

(エ) 社会活動の経験など

(オ) 応募した理由

※応募申込書は、各総合支所地域生活課および企画部行政改革推進課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、任意の様式でも可とします。

※作文は「登米市の行財政改革について」と題し、400～800字程度にまとめてください。また、作文様式の定めはありませんので、原稿用紙などを使用してください。

【応募期間】 9月1日（土）～30日（日）

※郵送の場合は、9月30日の消印まで有効

【選考結果】 応募者全員に通知します。

【応募先・問い合わせ】

企画部行政改革推進課 行政改革推進係  
 〒987-0511  
 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
 ☎ 0220 (22) 2157  
 ✉ gyoseikaikaku@city.tome.miyagi.jp

## 消防・防災マニュアル「事故は未然に防ぎましょう」⑥

### 救急車の正しい利用について

現在、市では3台の救急車を配備しています。昨年の救急車の出場件数は2,585件で、過去最高を記録しました。これは10年前と比べると1,000件（およそ1.6倍）も増加していることになります。

最近では、軽いけがや緊急性のない「安易」な119番通報による出場が増加しており、本当に救急車を必要とする重篤な傷病者への対応に支障が出かねない状況です。



このようなケースが目立ちます

- ① タクシーを呼ぶとお金がかかるから・・・
- ② 今日入院するから、ついでに救急車で・・・
- ③ 救急車でいった方が早く診てもらえるから
- ④ どこの病院へ行けばいいのかわからないので・・・など

こんなときには迷わず119番！



意識がない



呼吸困難である



胸が痛い・苦しい



激しく頭が痛い

| 7月の出動件数<br>( )は平成19年の累計 |                  |
|-------------------------|------------------|
| 火災                      | 2件<br>(34件)      |
| 救急                      | 226件<br>(1,486件) |
| 救助                      | 3件<br>(11件)      |

【問い合わせ】 消防本部・消防署 ☎ 0220 (22) 0119

## 農業委員会からのお知らせ

### 小作地の所有状況の縦覧について

小作地\*の所有状況を下記により縦覧しますので、農地の貸主・借主は自分の小作状況を確認してください。

\*小作地：農地法の許可を得て賃貸借し、その契約が8月1日現在も継続している農地

【期間】

9月3日（月）～10月1日（月）  
 ※土曜・日曜、祝日を除く

【時間】

午前8時30分～午後5時

【縦覧場所】

- ▶ 農業委員会事務局（中田庁舎1階）
- ▶ 農業委員会各事務所（各総合支所地域生活課内）

### 農地の無断転用をなくしましょう

農地は、大切な食料を生産するみんなの財産です。

住宅、倉庫、資材置場、駐車場などとして農地の利用方法を変更する場合は、たとえ一時的でも転用の手続きが必要です（場所によっては転用できないこともあります）。

農地を農地以外として利用する場合は、事前にお近くの農業委員または農業委員会へご相談ください。

### 申請書受付締切日は毎月10日

農地の売買や転用などの申請書受付締切日は、毎月10日となっています。詳しくは、最寄りの農業委員会各事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ▶ 農業委員会農地管理課 農地係 ☎ 0220 (34) 2317
- ▶ 農業委員会各事務所（各総合支所地域生活課内）

### 農業者年金に加入しませんか？

～ しっかり積み立て がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

農業者の皆さんも、老後の生活安定のため、農業者年金に加入してサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。



農業者年金の特徴

- ◇ 農業に従事している人は誰でも加入できます。
  - ▶ 60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している人（配偶者や後継者も加入できます。）
- ◇ 少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。
  - ▶ 保険料は、月額20,000円から67,000円まで1,000円単位で自由に選択できます。
- ◇ 終身年金で80歳までの保証付きです。
  - ▶ 農業者年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。
  - ▶ 仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずの老齢年金額が遺族に支給されます。
- ◇ 税の特例が用意されています。
  - ▶ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
  - ▶ 将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除が適用されます（65歳以上の人は、公的年金などの合計が120万円までは非課税）。
- ◇ 認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります。
  - ▶ 認定農業者で青色申告など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

【申し込み・問い合わせ】

- ▶ 農業委員会農政総務課 総務係 ☎ 0220 (34) 2317
- ▶ JAみやぎ登米各基幹支店 ▶ JA南三陸津山支店

### 農地（田）の売り払いについて

県農業公社では、南方町内の約15ha（全77筆）の農地（田）を所有しています。これらの農地を、経営規模拡大など農地取得を考えている農家に売り払います。金額や面積などの売り払い条件については、農業委員会、お近くの農業委員、県農業公社までお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ▶ 農業委員会農地管理課 農政農振係 ☎ 0220 (34) 2317
- ▶ 県農業公社 農地管理班 ☎ 022 (275) 9192

| 町名   | 字    | 筆数                   | 面積                    |
|------|------|----------------------|-----------------------|
| 南方町  | 新須崎前 | 3                    | 6,207 m <sup>2</sup>  |
|      | 新千間  | 5                    | 11,814 m <sup>2</sup> |
|      | 新沢浦  | 4                    | 12,330 m <sup>2</sup> |
|      | 王塚   | 1                    | 2,885 m <sup>2</sup>  |
|      | 新山成浦 | 1                    | 2,997 m <sup>2</sup>  |
|      | 大阪前  | 4                    | 8,280 m <sup>2</sup>  |
|      | 新米袋浦 | 2                    | 3,497 m <sup>2</sup>  |
|      | 新若狭前 | 4                    | 7,718 m <sup>2</sup>  |
|      | 新大岳前 | 8                    | 10,822 m <sup>2</sup> |
| 新真ヶ沼 | 1    | 3,612 m <sup>2</sup> |                       |

| 町名  | 字    | 筆数 | 面積                    |
|-----|------|----|-----------------------|
| 南方町 | 新梶沼  | 1  | 3,093 m <sup>2</sup>  |
|     | 南細川  | 2  | 4,271 m <sup>2</sup>  |
|     | 新堂地前 | 2  | 2,081 m <sup>2</sup>  |
|     | 新養賢堂 | 3  | 7,006 m <sup>2</sup>  |
|     | 新大畑前 | 6  | 6,854 m <sup>2</sup>  |
|     | 南大畑前 | 7  | 14,580 m <sup>2</sup> |
|     | 南大畑浦 | 14 | 32,144 m <sup>2</sup> |
|     | 新川前  | 8  | 10,293 m <sup>2</sup> |
|     | 新畑岡下 | 1  | 3,398 m <sup>2</sup>  |